公共用水域の水質汚濁に係る環境基準類型の指定について

「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)」 第1の規定による水域の類型のうち、水生生物保全に関する項目に係る類型を、下表 の左欄に掲げる水域について、それぞれ同表の右欄のとおり定める。

水 域				類型	
河川名	範 囲	環境基準地点の名称	流域の市町村	区分	達成期間
赤 川	全 域	新川橋(酒田市浜中)	鶴岡市		
			酒 田 市	河川 生物A	イ
			三川町		
鬼面川	全 域	吉島橋(川西町下平柳)	米 沢 市		
			高畠町	河川 生物A	イ
			川西町		

※達成期間の分類は次のとおり

「イ」は、直ちに達成。

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成。

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成。